

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2572号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

石州瓦のまちを走るS.L(島根県津和野町)



### 写真キャプション

森鷗外や西周をはじめとする多くの文化人を輩出した島根県津和野町。小春日の柔らかな太陽を浴びて赤茶色に輝く石州瓦は、400年の伝統を誇る。山陰の小京都を走る“貴婦人”C571が往事の姿そのままに、麓の波に汽笛の声を響かせる。

### もくじ

- 情報
- 随想
- 情報
- フォーラム
- 政策

- 政策リーダー
  - 奥吉野(奥熊野)上北山
  - 町村Navi
  - 自立・持続のまちづくりII 岩手県住田町
  - 動き出すか地方分権推進・一括法
  - 奈良県上北山村長 福西 力
- (11) (10) (9) (5) (2)

農山村や漁村を訪れると、よくぞ美しい景観を作り上げたものだと感激することがまだある。多くの場合、その美しさは山の懐に抱かれた集落であつたり、集落内の路地などに見受けられる。美しさの要因は、屋根瓦の色や家屋の形体が揃い、集落として統一性を保っていることである。欲をいえばこれらの生活空間を取り巻く自然がきちんと手入れされていることが望ましい。

最近、皇居を取り巻く道路の一部のガードレールが木製のものに変えられた。落ち着いた濃いグレイのものである。国立公園内の道路も部分的ではあるが木製ガードレールに変ってきている。日本でも有数の美しい集落が点在する中国山地西部であるが、白い鋼鉄製のガードレールはこの地域の風景に馴染まない。山口県に入るとたんに県管理の道路のガードレールが黄色になると、県特産の夏みかんの色にしたというのを聞くが、これは馴染まないどころか、風景にとっては異物だ。公が折り合うことをせず、景観や風景を乱していることが、往々にしてある。

### 閑話休題

## 中国山地の美しい集落

法政大学現代福祉学部長 岡崎昌之

島根北、山口県東部になる。この地域の集落では殆どの家屋が石見に産する石州瓦で屋根を葺いている。年月を経たお寺や民家の石州瓦は、風雪を染み込ませた味わいのある赤黒い瓦になっている。

若い人が家を新築する際には赤や青の瓦を使いたいだろうと思つながら、周りと折り合いをつけながら、集落全体が石州瓦となつていく。集落という共有の空間を美しく形成するためには、集落全体に思いをはせつつ、自らの私的空間を共有空間に馴染ま

若い人が家を新築する際には赤や青の瓦を使いたいだろうと思つながら、周りと折り合いをつけながら、集落全体が石州瓦となつていく。集落という共有の空間を美しく形成するためには、集落全体に思いをはせつつ、自らの私的空間を共有空間に馴染ま

# 動き出すか地方分権推進・一括法

## ▼新政権の姿勢と地方六団体の結束がカギに

地方六団体が6月、12年ぶりに地方自治法の意見提出権に基づく「地方分権の推進に関する意見書」を内閣・国会に提出した。意見書の大半は内閣から「無視」されたものの、新たな分権一括法は、政府が閣議決定した「骨太の基本方針2006」に盛り込まれ、総務省は新地方分権一括法の制定に向けて省内に「分権法制推進室」を設置した。一方、全国知事会や全国市長会も小委員会などを設置、全国町村会も予算要望に「新地方分権推進法の制定」を盛り込んだ。近く、地方六団体が共同して地方分権推進・一括法の制定に向けた提言を政府に突き付ける。

1994年、地方六団体が地方分権推進法制定を内閣に意見具申。それが契機に地方分権推進法と地方分権推進委員会による第一次分権改革が実現した。今回の地方六団体の意見書提出などの一連の動きをみると、この第一次分権改革の「前夜」の様相を呈してきたといえる。新たな分権改革の第二期改革が動き始めた。とはいえ、第二期改革が具現化するにつれ霞が関の反発が強まるのは必至。さらに、新内閣が地方分権にどんな姿勢をとるか、なお不透明だ。

### ◆12年前の分権改革再現へ

地方六団体が6月7日に内閣と 財政会議の設置 地方交付税の国会に提出した「意見書」は、「地方共有税」への変更 国庫補助新地方分権推進法の制定 地方行 負担金の総件数の半減、などを提

言した。地方六団体が設置した新地方分権構想検討委員会がまとめた「地方税財政自立のための7つの提言」の具体化を求めたもの。

「日本の地方分権はなお、『未完の改革』にとどまっている」との認識から、第一次分権改革の発端となった1994年の「地方分権の推進に関する意見書」提出と同様、地方六団体が、地方自治法に基づき2回目の意見書を提出したものの、第二期改革に向けた地方六団体の「決意」のほどがうかがえる。

その背景には、これまでの分権改革の進捗状況に対する不満と危機感がある。第一次分権改革では「機関委任事務制度の廃止」という大きな成果を上げたものの、補助金整理と税源移譲など税財政の分権改革は当時の大蔵省の徹底抗戦にあい成果はゼロに終わった。この残された宿題を完成するためにスタートしたはずの「三位一体改革」は、3兆円規模の税源移譲は実現したものの、4兆円規模の補

助金整理では地方の自由度はほとんど拡大せず、しかも交付税改革では総額が5兆円規模も削減されて終わった。引き続きスタートした「歳出・歳入一体改革」では、国・地方のプライマリーバランス回復にむけた歳出削減が中心課題となり、先日決着した内容も「地方交付税の維持」が精一杯で、「地方分権」は影をひそめた。「分権の火を消してはならない」。

そんな思いが、ここ一連の地方六団体の動きの背景にある。7月に島根県で開催された全国知事会議では、「地方分権改革の今後の進め方」として、「第二期改革は、『地方分権推進・一括法』の制定を基本として、その内容の充実を図ることによって改革を進める」との「地方分権改革の今後の進め方」を決めるとともに、自民党総裁選等にむけて「地方分権改革」を主要政策に取り上げるよう各候補者に「公開質問状」を出す方針も決めた。さらに、同方針の

## 政 策

## (参考) これまでの地方分権改革に関する国の動き

|         |  |
|---------|--|
| 平成5年6月  | 地方分権推進に関する決議(衆・参両議院)                       |
| 10月     | 第3次行革審最終答申(規制緩和とともに地方分権に重点)                |
| 平成6年12月 | 地方分権の推進に関する大綱方針閣議決定                        |
| 平成7年7月  | 地方分権推進法施行(平成12年までの時限法、後1年延長)               |
| 7月      | 地方分権推進委員会発足                                |
| 平成8年3月  | 地方分権推進委員会中間報告                              |
| 12月     | 地方分権推進委員会第1次勧告(機関委任事務制度の廃止等)               |
| 平成9年7月  | 地方分権推進委員会第2次勧告(国と地方の関係調整ルール等)              |
| 9月      | 地方分権推進委員会第3次勧告(地方事務官等)                     |
| 平成10年5月 | 地方分権推進計画閣議決定                               |
| 11月     | 地方分権推進委員会第5次勧告(公共事業のあり方等)                  |
| 平成11年7月 | 地方分権一括法成立                                  |
| 平成12年4月 | 地方分権一括法施行                                  |
| 8月      | 地方分権推進委員会意見(補助金整理合理化等)                     |
| 11月     | 地方分権推進委員会意見(市町村合併の推進)                      |
| 平成13年6月 | 地方分権推進委員会最終報告(地方税源充実確保策の提言等)               |
| 7月      | 地方分権改革推進法失効                                |
| 7月      | 地方分権改革推進会議発足                               |
| 12月     | 地方分権改革推進会議中間論点整理                           |
| 平成14年6月 | 地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する中間報告」              |
| 10月     | 地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」                |
| 平成15年6月 | 地方分権改革推進会議「三位一体の改革についての意見」                 |
| 平成16年5月 | 地方分権改革推進会議「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」 |
| 平成16年7月 | 地方分権改革推進会議解散                               |

具体化を協議した8月の地方分権推進特別委員会では、同委員会に新たに「地方分権推進・一括法検討小委員会」を設置し、早急に地方分権推進に向けた提言をまとめることを決めた。今後、地方六団体と共同して内閣に同法律制定のための体制づくりを申し入れる方針だ。

また、全国市長会も7月、今後の地方分権改革の推進に向けた検討・対応と具体的な進捗状況をフロア・アップするため「地方分権推進戦略会議」を設置、地方分権改革のさらなる推進に取り組む方針を決めた。併せて、自民党の総裁選挙に向けて総裁立候補予定者等に「地方分権のさらなる推進」を主

要政策に掲げるよう申し入れた。全国町村会も7月、「平成19年度政府予算編成・施策に関する要望」を決め、政府等に要請したが、同要望でも「平成19年度以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、新地方分権推進法(仮称)を制定する」よう求められている。

こうした地方六団体の動きに併せて、竹中総務相も分権一括法など新たな分権推進体制の整備に積極的に動いた。それが地方六団体の運動ともあわせて、「骨太の基」の本方針2006に、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直しに等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国

## 政 策

の関与・国庫補助負担金の廃止・縮減等を図る」と明記させた。

さらに、7月の全国知事会議に出席した同相は、「前回の一括法の場合も、まず基本法をつくって内閣で進める体制を整えた。その手順が大変大事だ」と発言。この

## ◆意見書の政府回答は「ゼロ」

とはいえ、地方六団体が重大な決意をもって提出した意見書に対する内閣の回答(7月21日)は、実質ゼロ回答といえるものだった。このため、地方六団体は「地方財政会議の設置や地方共有税等について何ら触れられていないことは遺憾だ」と批判するとともに、「地方六団体は第二期改革の実現に向け不転換の決意をもって取り組んでいく覚悟である」との共同声明を発表した。

「地方行財政会議」は、国と地方の役割分担や地方共有税のあり方などを国と地方が対等な立場で協議する制度の創設を求めたもの。これまでの国・地方関係を抜本的に変更する内容だけに、政府がすぐには認めないのは当然だ。しかし、地方六団体が求める新たな分権推進体制が設置されれば、これからのあり方もそこで検討される可能性がある。このため、地方六団体は早急に分権推進体制の整備を

ため、7月下旬には省内に「分権法制推進室」を発足させた。「新地方分権一括法(仮称)」の制定に向けた準備が仕事だ。官房参事官を室長に、自治行政局、自治税務局、自治財政局、行政評価局など全庁体制で組織した。

求めるとともに、並行して、秋以降からその具体的な内容となる「地方分権一括法」を詰める方針だ。

ただ、新内閣が9月中にも発足する。竹中総務相は新内閣でも自ら敷いた「分権改革」路線が継続するよう、「新地方分権一括法」の内容を具体化したい意向といわれ、8月27日の北海道タウンミーティングで、同法案を秋の通常国会に提出する意向を表明した。しかし、新内閣がどこまで「地方分権」に本腰を入れるか、なお未定だ。そのためにも、全国知事会が予定している自民党総裁選立候補者に対し「地方分権を主要政策」に掲げるよう求める運動は注目される。同時に、地方六団体が結束して「補助金改革案」をとりまとめたことが三位一体改革を実現させたように、今後の地方分権改革でも、改めて地方六団体の結束が求められる。

(自治日報記者 井田正夫)

豊かな生活 住みよい環境をつくる

安全有利な

# 公営企業債券

この債券の発行によって調達した資金は、地方公共団体の経営する公営企業や生活基盤整備等の事業に融資されます。

当公庫は、政府保証国内債、政府保証外債、財投機関債など投資家のニーズに合わせて多様な債券を発行しています。

発行条件や格付情報など詳しくは当公庫ホームページをご覧ください。

【<http://www.jfm.go.jp/> の「投資家の皆様へ」】



公営企業金融公庫



フォーラム

現地レポート

行財政改革への取り組み「特集」

# 自立・持続のまちづくり

## 行政と住民の協働で地域の夢実現を目指す



### 岩手県 住田町

アノ川で賑わう気仙川

#### 住田町の概況

「町長、支所を廃止して、きめの細かい行政と言えるのか」、「自立はいいが、財政的には大丈夫なのか」といろいろ意見が飛び交う、本町の地区懇談会です。

岩手県住田町は、三陸海岸に近い県の東南部、人口約7千人、総面積335km<sup>2</sup>、山林が90%の典型的な山村です。産業の中心は農林

業で、戦前は馬産地として、戦後は木炭、葉タバコ、養蚕を主産業としてきました。昭和40年代から50年代にかけては、野菜と畜産との組み合わせによる複合経営で、平均耕作面積60aを集約した「住田型農業」を築き上げてきました。

一方林業は、昭和53年に林業振興計画を策定し、木材生産と加工に加え、住宅建築や住宅部材販売までの一連のシステム化を図るプロジェクトに取り組みました。この



町の花「アツモリソウ」

プロジェクトによって整備した木工団地では、180人の雇用を生み出しており、全国の林業地より注目をいただいているところだ。

## フォーラム



木工団地

## 合併が自立か

私が町長に就任したのは平成13年8月です。市町村合併問題への対応が問われはじめていたときでした。

市町村の合併は、自治体はもちろんのこと、そこに生活する住民にとって非常に大きな問題であります。私は、この合併問題は、今後の町づくりについて町民と意見を交換する格好の機会ととらえました。それは、単に合併する、しないではなく、町づくりの根幹にかかわるものであるため、町民や議員の意向を把握するとともに、役場の職員にとっても、自分の仕事と町民の視点を再認識できる機会でもあるからです。

まず、町民に的確な情報を提供するため、助役をチーフとして課長等の管理職で構成する「地域経営研究会」を立ち上げました。ここでは、メンバーが毎週水曜日午後5時から時間無制限で半年間議論し、町の財政状況、自立への模索、合併へのあり方を研究しました。

その成果をもって、町内5箇所の地区公民館単位に住民懇談会を行いました。懇談会では、先に合併推進の立場から県の担当職員が説明を行い、その後「地域経営研究会」の結果を説明し、町民の議論を喚起し、意見を聴取しました。当然、「町長の考えは」、「我々に判断しろ」というのは責任回避だ」といった意見もありましたが、「これまでの行政のスタンスと違う、まず町民から意見を求める」ことが概ね理解され、行政と町民がともに責任を分け合う素地が受け入れられたものと考えております。もちろん、「町長の姿勢」を問う声は、議会にも、職員にもありました。私が方向性を出すのは最後であると頑健に自分の意志は表明しませんでした。

その後、町内の各種団体との意見交換や、議会議員と町政顧問（歴代の町長、議長経験者）への説明を経て、半年後「当面自立」を表明したところです。さらに、第2回目の住民懇談会を持ち、その

判断の内容を示すとともに、特に行政と住民の協働が必要であることを説明しました。

## 自立・持続の四条件

自立のためには、単に「合併は

いやだ」、「自立でいきたい」だけでは前に進めません。そこでは一定の条件を「民と公」が達成していくことが必須となります。本町では、「地域経営研究会」がその条件を提示し、町民と認識をひとつにする努力を続けています。



いろいろ意見が飛び交う「地区懇談会」

## フォーラム



農産物直売施設での山野草栽培講習会

その自立のための四条件とは  
町民の協働・参画  
政策決定過程や実施段階への積極的な住民参画  
住民自治の再確認

職員の意識転換・能力向上  
創造的職員の育成、プロ意識の醸成、前例踏襲の転換  
行財政の効率化・健全化  
事務事業の見直し、外部委託の推進、組織機構の見直し

広域対応の推進  
一部事務組合、広域連合による事務の拡大  
であります。これを、謳い文句にせず、実績が明確に見える形とし

ています。そのために取り組んだのは次のようなことです。

小規模町村では、町役場が最大の企業であり、組織力、情報力、財政力がすべて集中しております。そこで、町の元氣、町の改革をしていくためには、この最大組織で最大のシンクタンクである役場の職員を動かしていく必要があります。

私は、町長就任と同時に役場職員の地区担当制を敷きました。課長補佐・係長クラスの職員約40人が5つのチームをつくり、地区の人たちと年間を通して地域づくりをしております。これは、地域づくり

りだけでなく、職員が地域や住民の目線に立つことの訓練であり、共同作業は、将来の職員・行政と住民との信頼関係の構築につながるものと考えています。管理職クラスには、「地域経営研究会」を通じ、自分の担当範囲だけではなく町全体の課題対応ができる、グローバルな管理職になつてくれることを期待するものです。

また、若手職員の研修は、通常の研修に加えて、他団体、友好団

体への派遣、交流人事を活発に行っております。昨年度は国や県などに6名の職員を派遣しております。全職員が120名ですから大変苦しいところですが、これまで派遣研修を終えて戻ってきた職員は約20名、今、町に新しい風を吹き込もうとしています。

協働・参画では、各地区において地区委員会が地域資源を再発見（地元字）し、それを地域づくりに結びつける活動をしています。もちろん、これらの支援は地区担当職員が担い、地域の夢実現のための財政支援として「地域づくり事業補助金」を交付し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」自治の原点の活動を助けています。それぞれの地域で取り組みの視点が違うのもまた特徴です。行政の政策には、町政モニター、審議会委員として多くの公募委員の採用を心がけており、その後の運営にも参画を期待するものであります。

行財政の効率化については、町の行政、財政状況に関する情報を町民にわかりやすく提供しております。町の広報では、毎回一事業にしぼり、決算状況をお知らせしております。例えば学校給食センターの経営については、国県の補助金、保護者の負担額、町の持ち出し、人件費、原材料費、町民一人あたり負担額、一食あたりの調

理単価などを示し、町民の財政運営への関心を高める方策をとっております。

広域連携においては、消防、ごみ、し尿、介護保険二次審査などを共同で行っておりますが、さらに滞納整理や国保などについても働きかけをしているところであります。

## 3つのプロジェクト

以上の4条件のほかに3つのプロジェクトを重点的に推進していきます。

「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクト

町の90%を占める山林は、町の重要な資源です。特に町有林はその35%、1万3千haあり、約7千haが戦後植林された杉を主体とした人工林となっています。今、木材価格は低迷し、再生産の意欲も失われている現状にあります。先人の偉業を引き継ぎ、これを価値あるものとするべく、木材の加工、流通事業体を立ち上げ、さらに、森林認証の取得、木質ペレットの生産や木質発電への取り組みなどの環境事業へも展開をしています。

「宿場・賑わいルネッサンス」プロジェクト

本町のもうひとつの基幹産業で

フォーラム



町内5地区ごとに地区計画を推進

(住田町長 多田 欣一)

地方分権により市町村への権限移譲が始まっておりませんが、これととも、移譲を受けるもの、拒否するものの厳しい選択が必要と考えております。行政は町民の「幸せづくりのトータルコーディネーター」です。これからも、「小さい町だからこそできる、小さい町でなければできない」町づくりを目指してまいります。

ある農業の新展開です。農家一戸あたり耕作面積が60aと零細な農業ですので、大産地では不可能な「無農薬・無化学肥料」の安全・安心農業と、意欲ある農家の支援のため「集落営農」の実現を目指しております。

「地域協働システム構築」プロジェクト

町民が旧来育んできた共同体意識の維持、復活をし、行政と住民とが各々の特性を生かした役割分担をしながら、町全体がひとつとなる地域づくりを目指すものです。その重要な支援策として、職員を担当制と地区ごとの地区別計画の推進を行っております。

おわりに

住田町は藩政時代から伊達藩唯一の直轄地として、産金や木材で発展してきた町です。そのため、町民は自立意識が高く、合併についてはハードルが高いと思っております。

そうした中で、自立を支えていくのは、その中心にいる役場と職員であります。財政事情は予断を許しませんが、職員の高い意識と町にかける思いを醸成していかなければなりません。本年度より職員の評価制度を導入し、職員の能力向上と緊張感のある業務運営を期待しているところであります。

世界初!

重要なデータを災害からしっかりガード！  
耐火・耐水・耐衝撃ハードディスク装置 「ley@s (イエヤス)」

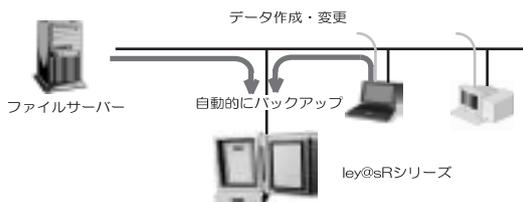
住基、人事ファイル等

- ◆火災、台風、地震によるデータ損失を考えたことはありますか？
- ◆情報流出の恐れがあるので外部のデータセンターへ保管するのを不安に感じていませんか？

事務所内にて重要なデータを安心して保管できます！

- 「ley@s (イエヤス)」は、メディア金庫をベースとした耐火・耐水・耐衝撃ハードディスク装置です。
- メディア金庫内の空気循環は特殊な磁石弁(注)によって火災・浸水にも耐え、大事なデータを物理的に保護します。
- 簡単に設定、データをバックアップすることができるため、コストの削減、システム管理者の負担を軽減することが可能です。
- ディスクの冗長化構成(RAID5)により、故障が生じた場合でも簡単に復旧することができます。

(注) 特許出願中(特願2005-111409号/特願2006-007973号/商願2005-85008号/商願2006-26611号/商願2006-266616号)



まずは、お問い合わせ下さい

お問い合わせ先：株式会社ソフテック  
 担当：販売促進部チーフマネージャー 村上  
 E-mail: murakami@softtech-inc.co.jp  
 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂2-14  
 TEL: 03-5227-3484 FAX: 03-5225-0418  
 URL: http://www.softtech-inc.co.jp

情 報

# 町村Navi

### 美しい村づくりで帯広畜産大と共同研究

北海道美瑛町

町と帯広畜産大学は、町内にあるかんがい用の水沢ダムの水質向上に向け、生態系の保全や創出を整備する「ピオトープ構想」の共同研究を開始した。

今年度は、水沢ダム周辺の環境や水量、水質、水生昆虫等の調査など、基本構想策定のための現況調査を行う。07年度は基本計画や実施設計を行い、08、10年度にかけて水質改良保全事業を実施する。

町は全国の7町村と共同で「日本で最も美しい村連合」を設立し、農山村の景観や環境、文化を守り魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

### 女性職員だけの少子化対策委員会が発足

青森県南部町

町はこのほど、少子化対策を総合的に検討するために町女性職員で構成する「町少子化対策検討委員会」を発足させ、初会合を開いた。

初会合で工藤祐直町長は「町に欠けている部分、どのようなサービスが必要なのか、女性の目から見た率直な意見とアイデアを出してほしい」と挨拶した。

同委員会は今後、町内の妊婦サークル等との意見交換やアンケートを通して、少子化対策に向けた報告書を年内にまとめる方針だ。

委員に委嘱されたのは、20、30代の未婚・既婚の12人。

### 町外からの転入者に支援金100万円

新潟県出雲崎町

町は、町が販売する住宅用地を購入した世帯に対して「新生活支援金」として100万円を支給する。町の住宅用地の販売促進と併せて、定住人口を増やすのが狙い。

支援金の支給は、夫婦のいずれかが40歳以下か中学生以下の子どもがいる世帯が対象。住宅用地を取得した日から4年以内に町に住民票を移し定住することなどが条件となっている。支援金の支給は1区画につき1世帯1回限りとする。

町は6月から約1万7、000平方メートル、全50区画の出雲崎「まり団地」の分譲を始めている。

### 町HPと広報誌に有料広告を掲載

石川県内灘町

町は、新たな財源確保を目的に町ホームページ（HP）と広報誌に掲載する有料広告を募集している。

HPの広告はトップページに掲載する予定で、スペースは最大で4枠。掲載期間は1カ月単位で料金は月5、000円。町HPは月平均で約1万件のアクセスがある。また、広報誌では、「暮らしの情報」欄に掲載する。8分の1ページ相当の広告を1枠とし料金は月1万円。HPと広報誌共に、町内外問わず広く募集している。

掲載は9月からで、既にそれぞれ2社の広告掲載が決まっている。

### 村再建へ意見箱を設置

長野県王滝村

村は、役場など四力所に「再建推進箱」を設置し、今後の村づくりに関する提案などを受け付けている。

厳しい財政状況にある村の再建に向けて、村の窮状を皆で考え、村民総参加で村づくりを進めて行きましょう」と訴え、すぐに取り組めるアイデアから長期の構想といった意見・提案を求めている。

また、村では田の原天然公園をはじめとする御獄山王滝口周辺の環境整備を行うため、募金箱を設置し、来訪者に協力を求めている。

### 広報誌で町民の朝食を紹介

岡山県美咲町

町は、町のPTA連合会が実施している「早寝早起き朝ごはん町民運動」を応援するため町広報誌に町民の朝食メニューを紹介するコーナー「わたしの家の朝ごはん」を設けた。

全国的に朝食をとらない子どもが増えている中、広報誌で朝食を紹介することで、町民の関心を高めたらうのが狙い。アイデアメニューや地元食材を使った料理のほか、朝食に対する思いやエピソードも募集している。

なお、町では朝食を十分に食べていない子どもを対象に、登校時に牛乳やチーズ等の乳製品を用意する、町立小中学校食育推進事業」を今年5月から実施している。

### 間伐材材込みで地域通貨発行

徳島県上勝町

町は、町民が集めた間伐材などの木材の量によって、町内の温泉や商店で利用できる地域通貨を発行する実験を行っている。

集まった木材は町の月ヶ谷温泉の燃料として使う。地球温暖化の防止と地域内の経済を活性化させるのが狙い。町民のみが参加できる。

対象となる木材は間伐材や未利用等の木材に限る。集めた木材は、町三セク「株式会社もくさん」に持ち込むことで、1キロ当たり1ポイントの地域通貨が支払われる。500ポイントで500円の町商工会商品券、1000ポイントで1000円の商品券と引き換えることができる。

### 空き家バンクを開設

大分県珠珠町

町は、町内への定住促進を図るため空き家情報を収集する「空き家バンク」の整備を進めている。町内に一戸建ての家や宅地として利用できる土地を賃貸・売買可能な物件の所有者に同バンクに登録するよう呼びかけている。

登録した物件の情報は「空き家バンク」として町が管理。町や県のホームページに、物件の所在地や現況写真を掲載する。町は、希望者からの照会があった場合に情報を公開するが、売買・賃貸の契約は当事者間で行ってもらい、斡旋や仲介は行わない。

## 随 想

随

想

## 奥吉野(奥熊野) 上北山



奈良県上北山村長  
福 西 力

奈良県の東南部に位置する上北山村、昭和11年に吉野熊野国立公園として指定された大台ヶ原から西の方向を望むと、吉野から熊野に続く大峯山系の山並みが熊野に向かって延々と続き、更に南の方向にはこの大台山系と大峯山系の間を幻想的な雲海が広がり、この麓には山紫水明の地、我が故郷上北山村がある。

上北山村という村名は明治22年の町村制施行時に設置された村名であるが、神々の宿る熊野三山・熊野地方から見て北の山の方角という事で北山という名がついたそうである。大台ヶ原や大峯山系に源を発する北山川の清流は、上北山村から下北山村を経て、北山村へ、更には名勝瀬八丁を流れ十津川と合流し熊野川となって熊野の地・黒潮踊る太平洋へと流れている。

水は当然のことながら上流から下流へ、逆にこの熊野文化は下流から上流へ川を遡ってこの地にも伝わっ

てきたようだ。

言葉のアクセント・家の棟の配置、お正月の門松の飾り方、等々文化風習はここは熊野文化圏なのである。ところで本村には二つの大きな山岳観光地がある。

その一つは吉野熊野国立公園の北のシンボルの存在である日本100名山大台ヶ原、かつてはこの山には魔物が住むと言われ、村人がこの山に入ると度々戻って来ない・・・いつの間にか魔物伝説となり魔物の住む山と言われてきた。

果たしてその正体は、科学的に解明すれば台地状の地形と、熊野灘からの湿った空気による雨や霧、うっそうと茂るブナやヒノキの原始の森、迷い込むとどちらから入ったかわからない、この様な大自然の事象が魔物の正体だったのである。

また村人は、大台ヶ原には大きな湖があり、西から風が吹くと東にあふれ、東から風が吹くと西にあふれ

て麓の村々が水害に遭う、これは台風による水害のたとえだったのかとも思われる。(大正12年9月14日には1日の降水量1200ミリの記録が残っている。)

明治17年には幕末、蝦夷地等の探検家として有名な松浦武四郎氏が大台ヶ原に入山し、調査を行ってから徐々にこの山の状況も解明され始め、昭和36年7月には大台ヶ原ドライブウェイ(自動車道)が開通し、山まで車で上れる事となり、この山を訪れる人々も増大し、近年は国道等周辺道路の道路事情も良くなつて大阪からでも2時間30分程で山頂駐車場まで到達でき、特に春の新緑・夏の清涼、秋の紅葉と気軽に自然を体感できる条件となった。

一方この山に対して、大峯連山は標高1000メートルから2000メートル級の山々がそびえ立ち年間3000ミリ近くの降水量により独特の森林を形成した山々である。

平安時代より日本古来の山岳宗教による修験の道として厳しい行場があり平成の現在までこのことが引き継がれ、山上ヶ岳に至っては未だに我が国唯一の女人禁制という厳しい戒律がしかれている。

この豊かな自然に恵まれた山岳地帯に存在する森や滝、すべての自然を神格化する自然信仰の精神がやがて仏教・道教・陰陽道等の宗教が融合し日本独自の修験道が生まれ、神仏習合の聖地となり吉野と熊野を結ぶ参詣道が形成されている。

この大峯連山の山々の名称も万

靡なびきと呼ばれる行場があり、特に本村に位置する62番目の靡なびき「笙しやういわやの窟」は日蔵上人や行尊が厳しい修行を行い、歌入西行法師もこの地を訪れ歌を残している。

これら靡なびきの中には、「阿弥陀ヶ森」「大普賢岳」「八経ヶ岳」「仏生ヶ岳」「釈迦岳」「大日岳」等々仏教に関連した名称が多い。

平成16年7月には我が国で12番目の世界遺産(文化遺産)としてユネスコ世界遺産委員会において、この大峯山脈を縦走する吉野から熊野本宮間における大峯奥駈道が「紀伊山地の霊場と参詣道」として認定を受け、この内当村においては、大普賢岳から孔雀岳までの18・5kmが本村に関連した道である。

また、奈良県においては法隆寺地域の仏教建造物・古都奈良の文化財に引き続き3ヶ所目の世界遺産となった。

大峯奥駈道は世界遺産の名も手伝ってか、指定以後これらの山を訪れる登山者が多くなっているが、大台ヶ原とは違ったこの山独特の素晴らしい景色を体感する事は出来るが、反面平安の頃よりの厳しい修験の道である事を忘れずにいて欲しい。

吉野熊野国立公園・「日本百名山の大台ヶ原」、「世界遺産の大峯奥駈道」、機会があれば一度は訪れて欲しい山である。

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 下水道整備状況まとまる

## 国土交通省

国土交通省は、このほど平成17年度末の全国の下水道整備状況を取りまとめた。

発表によると、下水道処理人口普及率は、全国ベースで69・3%（平成16年度末68・1%）、下水道整備人口は約8、802万人となった。

人口規模別の市町村の普及率では、100万人以上が98・3%、50～100万人が80・8%、30～50万人が76・8%、10～30万人が67・7%、5～10万人が53・8%となっているのに対し、人口5万人未満の市町村の普及率は、39・3%にすぎない状況となっており、大都市と中小市町村では大きな格差がある。

普及率を都道府県別にみると、最も高いのが東京都（98・4%）次いで、神奈川県（94・5%）、以下、兵庫県（89・1%）、大阪府（89・0%）、北海道（87・3%）の順となっている。一方、最も低いのが徳島県（11・5%）、次いで和歌山県（14・3%）、以下、高知県（28・2%）、島根県（34・2%）、香川県（36・6%）となっている。

また、17年度末の汚水処理人口普及率（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の合計普及率）は全国ベースで、80・9%（平成16年度末79・4%）であったが、人口5万人未満の市町村の同普及率は62・9%に過ぎない状況であった。

## 平成18年度「観光力リスマ塾」を開催

## 国土交通省

国土交通省はこのほど、観光地の活性化に成功した「観光力リスマ」を講師に迎え、成功のノウハウ伝授、活動の現場体験などをセミナー方式で集中的に行う平成18年度「観光力リスマ塾」を開催する。

「観光力リスマ」は、各観光地の魅力を高めるためには、観光振興を成功に導いた人々の類似希な努力に学ぶことが極めて効果が高いことから、各地で観光振興のために地域の中心的存在となる人を育てていくため、平成14年より、政府の「観光力リスマ百選」選定委員会により、その先達として選定された人々で、これまで全国約100名が選ばれ、現在も活躍している。

同塾は、その観光地の活性化に成功した観光力リスマを講師に迎え、地域の観光振興を担う人材を育成しようとするもので、平成16年度より実施されている。

今年度は、10月中旬の「民間主導のまちづくり」をテーマとして開催する兵庫県豊岡市を皮切りに、「異業種の連携・協働による地域づくり」をテーマにした愛知県南知多町、「アウトドア体験型観光による長期滞在型の地域づくり」をテーマにした北海道倶知安町など全国9ヶ所で開催する。観光力リスマの体験に基いた地域振興に関する講義、活動現場の実地体験、ワークショップや意見交換などが行われる予定だ。受講生は各開催地20名程度で、観光関係者や地方公共団体、まちづくりに取り組んでいる人々など、観光振興による地域の活性化に意欲のある人を対象に広く募集している。

## 水産基本計画の見直しに關し中間論点整理

## 水産政策審議会

水産政策審議会は、このほど水産基本計画の見直しに關し、中間論点整理を行い公表した。

水産基本計画は水産基本法に基づき概ね5年ごとに情勢の変化等を踏まえて見直すこととされている。

中間論点整理では、まず水産業・漁村をめぐる情勢の変化として、食の外部化、スーパーマーケットの販売シェアの上昇など水産物の消費流通構造の変化、世界的に需要が高まる中、他国との購入競争に敗れる「買い負け」が発生する一方、我が国の輸出は増加、我が国周辺水域だけでなく世界的にも資源状況が悪化し、漁場環境も悪化、就業者や船齢の高齢化等漁業生産構造の脆弱化、水産業・漁村に対する国民の期待の高まり等について指摘。

また、現行計画について水産物の需給、漁業生産構造の両面から検証を行い、現状のまま推移すれば、自給率目標の達成は厳しいと指摘。

さらに、水産政策改革の方向性として次の点の更なる検討を求めている。水産資源の回復・管理の積極的推進。将来展望の確立と国際競争力のある経営体の育成・確保。水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開。漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮。

水産庁は、こうした検討状況の周知と関係者との意見交換を各ブロックごとに行い、来年3月に閣議決定予定の新たな基本計画の検討に活かしていきたいとしている。



秋の楽しみ、  
運動会と2億円!

2006年 新市町村振興宝くじ

# オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて

**2億円**

- 1等 1億5,000万円 / 前後賞各2,500万円
- 2等 1,000万円
- 3等 100万円

**1枚300円! 9月25日(月) 発売**

発売期間 / 平成18年9月25日(月)~10月13日(金)  
 抽せん日 / 平成18年10月18日(水)  
 当せん金支払開始日 / 平成18年10月23日(月)

**売り切れしだい発売終了!**

この宝くじの収益金は市町村の明るい街づくりや環境対策、  
 高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

財団法人全国市町村振興協会